

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2008年2月8日(金)
第33号
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

第10回支部執行委員会報告

20年度ごみ収集作業計画策定における 基本的考え方および作業計画について

平成20年度作業計画策定交渉については、12月20日に本部交渉に関わる事項について妥結、翌21日には支部に対し、「平成20年度ごみ収集作業計画策定における基本的考え方について(案)」及び「平成20年度作業計画(案)」並びに「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方(案)」が提案され、協議が開始されました。

- ① 4月から9月の前期計画(19年度後期と同様)と10月からの後期計画の一括提案だが、変更の必要が生じた場合は後期計画について再度協議とする。
- ② ごみ推計量の算出方法、積載基準や割り返し率などは、19年度同様(TR 可燃のみ小プで1.40トへと緩和)である。
- ③ 後期計画についても、サーマル本格実施初年度であることを踏まえ、弾力的な能率であると受け取れる。(全車S,新大3.5、小プ5.1、小特5.0、不燃小プ2.0)
- ④ 車付人員、週休代替、予備人員などの算定方法は19年度同様である。

これらのことから、平成20年度作業計画そのものは、受け入れられるものでありましたが、「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方(案)」を最大の争点と考え、この間、全力で闘いを進めてきました。

粗大ごみ収集委託提案撤回に向け、副区長に対して要請行動を行った

当局の粗大委託提案の趣旨は、申し込みから収集まで期間短縮(1週間以内)することにより区民サービスを向上させるとのものでした。我々としては、そうであるならば委託ではなく、直営での運営をまず検討すべきとの立場から、12月28日に環境担当部長に対し説明要求を行いました。内容については主に①期間短縮による住民サービスの向上を、何故委託で行わなければならないのか②全面委託では事業運営に支障をきたす危惧があり、したがって、直営・委託の共存などの激変緩和措置を設ける考えはないのか③時には住民宅に入り引き出しを行うことから、個人情報保護法の観点からも職員が収集すべきではないか④申し込みから収集までの期間が短縮されても、収集時間が夜分になっては住民にとって逆にデメリットになってしまう、などについて説明要求を行いました。

環境担当部長からは、職員にはサーマル本格実施に力を注いでいただきたいこと、また、限られた人的資源・経営資源のなかで清掃事業を運営していかなければならず、したがって、粗大ごみについては委託で行いたい旨の回答のみしか得られませんでした。

次に、事業関係の交渉においては初となった副区長への要請行動を1月16日に執行委員全員で行いました。内容については、①環境担当部長への説明要求と同様に、我々は粗大収集こそ直営で行うべきと考えており、したがって委託提案は撤回すること。②賃金確定交渉において大幅な給与削減がされたことから、まったく給与があがらないなかで毎年のごとく仕事が委託されていけば職員のモチベーションが維持できず、住民サービスの低下にもつながりかねないこと③予算編成の日程を優先せずに、十分な協議期間を設けること、以上3点を要請しました。

しかし、副区長からは、労使合意を目指し、精力的に協議を行っていきたい旨の回答しか得られず、委託撤回に向けて前進した発言はありませんでした。

全力で交渉、取り組みを進めたが当局は粗大委託提案を撤回せず

要請行動以降は、部長、課長との折衝を連日行い、委託提案の撤回を求めてきましたが、残念ながら当局は考えを変えず、執行部としては、委託を撤回できないのであれば、将来的に直営に戻す道をつくることを検討し、当局に「検証の場」の設置を求めた結果、「粗大ごみ収集・運搬業務等委託についての検証の場の設置について」を示させることができました。

検証の場では、委託後の粗大収集のデータや住民からの苦情・要望等を明らかにし、業務委託により住民サービスの向上が図られているのか否かを労使により検証を行います。そのうえで労使協議が必要であると判断した場合は、直営に戻すことも視野に入れ交渉を行うというものです。

また、激変緩和措置として、不法投棄や苦情等に対応するため軽小1台と人員2名を配置することとさせました。(ただし、平成20年度前期のみ)

やむを得ず、作業計画策定における考え方及び作業計画について判断

12月21日の提案交渉以降、全力で闘いを進め、一定の前進があったことを踏まえ、1月29日に開催した第10回支部執行委員会において、「平成20年度作業計画策定における基本的考え方(案)」及び「平成20年度作業計画(案)」並びに「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方(案)」についての判断を行いました。

1. 作業計画そのものはサーマル本格実施初年度であることを踏まえ、弾力的なものであること。
2. 粗大委託そのものは撤回させることが叶わなかったが、検証の場の設置と軽小を配置させることにより繋がりを切らず、場合によっては直営に戻す道を確保したこと。

3. 事業関係交渉においては初となる副区長要請を行なったことにより、粗大問題のみならず我々の現場実態や給与削減による厳しい生活実態などを、これまで以上に当局(とりわけ総務部)に認識させることができたこと。

これらのことや、とりまく状況等を考慮し、平成20年度作業計画策定における考え方および作業計画については、断腸の思いで受け入れる判断をしました。長年、直営での安定収集を維持してきた粗大収集の委託提案を撤回できなかつたことは極めて遺憾ですが、今後は検証の場の活用により直営に戻す取り組みや、これ以上の委託を許さない取り組みを全力で進めていきます。

また、引き続き、平成20年度人員交渉に入っていくこととなります。作業計画に基づいた人員配置はもちろん、作業計画表に現れない人員や、今年度配置されていない作業係長の配置についても当局に対し強く求めていきます。

区(勤務条件)専門委員会交渉報告

「貸与被服のあり方の見直し」について、 現行どおり定期貸与を勝ち取った！！

1月31日、勤務条件に関わる専門委員会交渉が行われました。内容については、級格付に関わる申入れ、貸与被服のあり方の見直しについて、また、休息・休憩時間の見直しについて協議を行いました。

清掃職場に破損時貸与はそぐわない

貸与被服のあり方の見直しについては、昨年5月に、現行の定期貸与方式から、破損時貸与方式に見直すとの提案がされました。支部としては、8月に当局に対し、

- ① 清掃職場での被服の消耗度は極めて高く、破損時貸与は定期貸与よりも貸与数が増大すること
- ② 提案はコスト削減に意味もあると考えられることから、コストよりも安全を重視すること
- ③ 清掃職場における破損基準を明確にし、公正な貸与を確保すること、

などの解明要求を行い、あくまでも現行の定期貸与が清掃職場には適していることを訴え、協議を進めてきました。

我々の要求を受け、当局が検討を行った結果、清掃職場についてはこれまでどおり、長年にわたり定着してきた定期貸与方式によることが妥当との結論に達し、見直し提案を撤回、現行どおりとすることとしました。

清掃職場の被服は、作業内容から消耗が極めて激しい一方、区民に接することから清潔感も必要です。それと同時に安全性の確保も求められます。当局は、我々の主張を受け入

れ、現行どおり定期貸与の判断をしましたが、被服・保護具の改善については随時、安全衛生委員会等で検討をしていきたいと思っております。

「休息・休憩時間の見直し」については、 4月1日実施を見送り、引き続き協議

休息・休憩時間の前に、勤務時間の見直しをまず行うべきだ

休息・休憩時間の見直しについては、昨年8月に、国の見直しに準じ、平成20年4月1日より実施するとの提案がされました。内容は、午前15分午後15分の休息時間を廃止し、休憩時間を60分とする、それに伴い退庁時間が15分延びるとのものです。

この提案は、事実上の勤務時間の延長であることや、清掃事業の内容を踏まえれば現行の勤務時間が適していることから、提案について撤回を求め協議を進めてきました。また、東京における1日の労働時間の平均は、7時間33分との調査結果があります。よって、休息時間の廃止を提案するのであれば、勤務時間の短縮を含む労働条件の改善にむけた労使協議をまず行うべきだと主張してきました。

提案にある実施日の4月1日が近づくなか、今回の交渉で当局の考え方があらためて示されました。それは、

- ① 特別人事委員会が、有給の休息時間の廃止については今後早急に見直しを行っていく必要があるとしており、一方で人事院が勤務時間の見直しを予定していることに対しては「その動向に注視していく」との表現にとどめていることから、我々が求めている休息・休憩時間の見直しと勤務時間の短縮をあわせて実施するという事は、現時点では困難な状況であること。
- ② 有給の休息時間は民間で殆ど普及しておらず、また既に国や多くの自治体で廃止されていることから、勤務時間の見直しとは切り離し、早期に廃止すべと考えていること。
- ③ しかし、休息・休憩時間の見直し後における区民サービスのあり方や、他区の動向等も考慮する必要があること。

こうしたことから、4月1日からの実施は見送ることとする。ただし、早期の見直しに向けて、引き続き精力的に協議を行っていききたいとの考えです。

したがって、当初提案の本年4月からの見直しは行われませんが、当局に白紙撤回の考えはなく、20年度内の実施も示唆しています。支部としては、清掃事業に従事する我々の職場実態に見合った勤務時間、休憩時間の確立に向け引き続き取り組みを進めていきます。